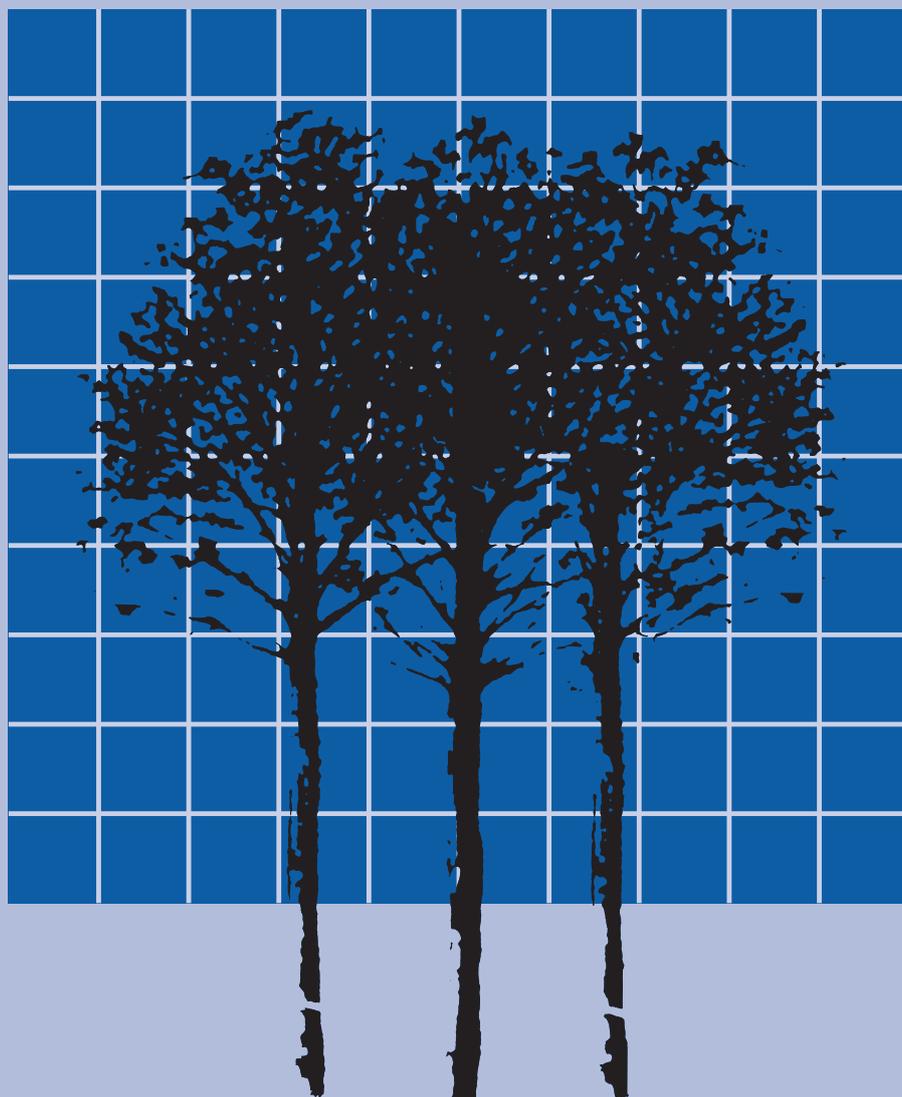


東京証券信用組合の現況

2017 DISCLOSURE



信用組合は、協同組織の金融機関です

東京証券信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

当信用組合の現況(平成28年度第62期)をとりまとめましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

当信用組合は、昭和30年、証券会社各社および東京証券取引所、日本証券業協会、日本証券金融により、相互扶助の精神に基づき、証券業界の総意をもって設立されて以降、証券業務にかかわる金融円滑化に努めて参りました。

超低金利の下、金融機関を取り巻く環境には厳しいものがありますが、今後も健全経営・堅実経営に徹するとともに、預金、貸出、資金決済などの各種金融業務において、他の金融機関にはない当信用組合ならではのサービスが提供できるよう努め、証券業界を基盤とする唯一の信用組合として、証券業界の発展に寄与し、その使命を果たして参る所存でございます。今後ともより一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

東京証券信用組合
理事長／八尾 和夫



平成28年度 経営環境・事業概況

●金融経済環境

当期のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策や企業収益の改善により、緩やかではあるものの回復基調が続きました。一方、米国の通商政策の転換を機にした保護主義の台頭、中国経済の下振れ、英国のEU離脱の影響および東アジアの地政学リスクなど、海外懸念材料への警戒も高まっており、外需主導で成長する日本経済にとって、下振れリスク要因が現実味を増す懸念も併存しております。

この間、金融面では、日銀によるマイナス金利政策が続く中、9月には「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入により、10年物国債金利をゼロ%近傍に誘導することを決定、マイナス金利の深堀が避けられた形となったことから、金融機関の利鞘縮小に一定の歯止めが掛かったとはいえ、なお収益環境は極めて厳しい状況が続いています。

●預金・貸出の推移

預金等につきましては、マイナス金利政策実施に伴う、市場金利の低下を背景に、当期中4月と11月に預金金利の引き下げを実施する一方、証券会社の分別管理に係る「顧客分別金」につきましては、証券業域の信用組合として、その受け皿的な役割を發揮する観点から、やや高めめの金利での預入を受け入れた結果、譲渡性預金を含む期末残高は848億3,700万円余と前期に比較し17.5%の増加、期中平均残高においても807億9,200万円余と前期に比較し7.3%の増加となり、期初の目標を上回りました。

貸出につきましては、証券会社向け短期無担保融資が伸び悩む一方、一般投資家向けの証券担保ローンやストックオプションの権利行使に係る新規融資が増加したほか、証券業界の役員に限定した低金利のカードローンへの借換ニーズもあって、期末残高は135億7,000万円余と前期に比較し1.4%の増加、期中平均残高でも123億800万円余と前期に比較し1.4%の増加となり、期初の目標を達成することができました。

●損益の状況

収支面をみますと、経常収益の柱である貸出金利息は、相対的に金利水準が高い証券担保ローン、職域向けカードローンなどの個人向け融資の伸長により、1億4,800万円余と前期に比較し11.2%の増加となり期初の目標を上回ることができました。

余裕資金につきましては、マイナス金利政策下、系統預け金利息やコールローン利息は、減収を余儀なくされましたが、一方、有価証券運用面では、複眼的なリスク管理を前提に金融機関や保険会社の劣後債、事業会社のハイブリッド債の購入や、ETFやJリート投資が功を奏した結果、有価証券利息配当金は1億1,600万円余と前期に比較し12.0%の増加となり期初の目標および前年度実績を上回る水準となりました。

これらに、その他経常収益を含めた経常収益は4億5,800万円余と前期に比較し4,700万円余の減収(前期比-9.3%)となりましたが、前期は保有株式の売却や貸倒引当金の戻入による臨時的な収益が1億700万円余あり、本業ベースの資金運用収益の比較では、前期に比較し1,300万円余の増収(同+3.8%)となり、期初の目標を達成することができました。

他方、経常費用は預金金利の引下げにより、預金等の支払利息は6,100万円余と前期に比較し1,200万円余の支出減(同-17.0%)となり、また経費削減にも努めた結果、経常費用合計では3億7,900万円余と前期に比較し2,200万円余の支出減(同-5.5%)となりました。

以上の結果、経常利益および税引前当期純利益とも7,800万円余、これに法人税等を差し引いた当期純利益は6,000万円余を計上することができました。

●事業の展望および信用組合が対処すべき課題

平成29年度につきましては、引続きマイナス金利政策の影響等による利鞘悪化などにより、金融機関を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くことが予想されますが、そうした中でも、当信用組合は的確なリスク管理態勢の維持・強化を前提に、収益力向上と経営の健全性確保に努め、お客様のお役に立てる金融機関を目指したいと考えています。

今後ともより一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

事業方針

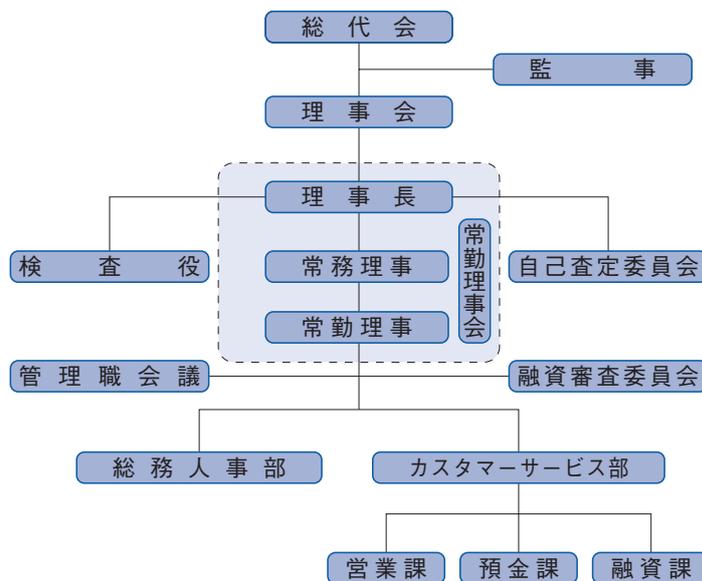
■基本方針——証券業界の金融機関として、その役割を果たして参ります

当信用組合は、証券業域の皆様とのふれあいを大切に、きめ細かな金融サービスを通じて、証券業界が必要とする業務を遂行いたします。

■経営方針——健全経営に徹します

相互扶助の精神からスタートした組合員制度による協同組織の金融機関“信用組合”の基本理念に基づき、より一層信頼していただけるよう健全経営に徹するとともに、経営基盤の強化に努めます。

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(平成29年6月16日現在)

- 理事長／八尾 和夫
- 常務理事／関沢 雅士
- 常勤理事／武川 学
- 理事／藍澤 基彌(藍澤証券株式会社 代表取締役社長)
- 理事／加藤 哲夫(株式会社岡三証券グループ 代表取締役副会長)
- 理事／小島 邦夫(日本証券金融株式会社 顧問)
- 理事／團野 耕一(SMBCフレンド証券株式会社 代表取締役社長)
- 理事／中原 典夫(中原証券株式会社 代表取締役会長)
- 理事／廣田 元孝(廣田証券株式会社 代表取締役社長)
- 理事／松下 浩一(大和証券株式会社 専務取締役)
- 常勤監事／本原 明生
- 監事／石井 登(立花証券株式会社 代表取締役社長)

注)当信用組合は、証券業界を代表する理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

東京証券信用組合のあゆみ(沿革)

- 昭和30年5月4日／東京証券取引所、日本証券業協会、日本証券金融および証券各社の協同により設立
- 昭和30年6月10日／東京証券取引所内において営業開始
- 昭和40年7月1日／中央区日本橋兜町1-3に移転
- 平成9年3月24日／中央区日本橋兜町7-2に移転
- 平成26年9月16日／中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階に移転

組合員の推移

(単位:人)

区分	平成27年度末	平成28年度末
個人	1,837	1,850
法人	176	178
合計	2,013	2,028

総代会について

■総代会の仕組みと役割

信用組合は、組合員との相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

なお、200名を超える組合員を有する信用組合は、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより総会に代わる「総代会」を設けることができ、当信用組合をはじめ多くの信用組合が総代会を採用しております。総代会は信用組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、信用組合の重要事項に関する審議、決議が行われております。

■総代の選出方法、任期、定数等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の中から、定款及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

・総代の選出方法

各選挙区の組合員の中から、立候補及び推薦を受けた方が、総代選挙規程に基づき選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者の数が当該選挙区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者とし、選挙は行いません。

・総代の任期

総代の任期は、3年となっております。

・総代の定数

総代の定数は、定款において100人以上125人以内と定めており、平成29年3月31日現在111人となっております。

■総代会の決議事項等の議事概要

第62期通常組合員総代会が、平成29年6月16日15時30分より、東京証券会館9階会議室で開催されました。当日は総代111名のうち、出席68名、委任状による代理出席37名、合計105名のもと、次の事項を付議いたしました。

報告事項

第62期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の件

決議事項

第1号議案

第62期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案承認の件

第2号議案

第63期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業計画および収支予算案承認の件

第3号議案

役員補欠選挙の件

第4号議案

退任役員に対する退任慰労金贈呈の件

以上の各議案につきましては、いずれも満場一致をもって、承認可決されました。

■総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

当信用組合の総代は、主に証券会社・証券関係会社及び東京都中央区から立候補し、就任しております。なお、具体名につきましては、総代選挙の際に選挙区・総代数・総代氏名を記載した「新総代名簿一覧表」として店頭にて掲示しております。

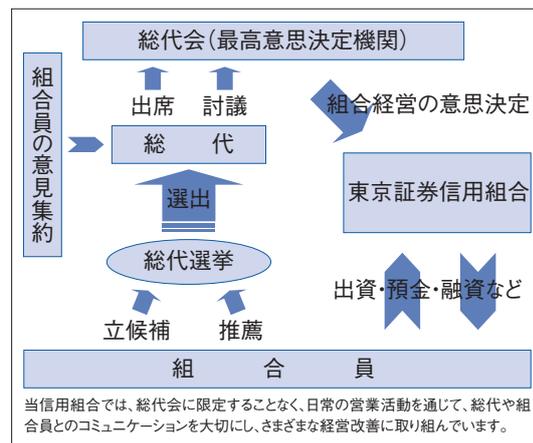
会計監査法人による監査

次頁以降に記載されております、当信用組合の財務諸表「貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書」は、清陽監査法人による外部監査を受け、会計に関する部分はすべて法令に適合し正しく示されている、との証明をいただいております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当信用組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成29年6月19日
東京証券信用組合
理事長 八尾 和夫



独立監査人の監査報告書

平成29年5月25日

東京証券信用組合

理事会御中

清陽監査法人

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 板垣 太榮三 ㊞

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、東京証券信用組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 - 動産 5年～8年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率又は倒産確率に基づき算出された予想損失額に相当する額、又は総与信額に税法基準に基づき法定繰入率(1,000分の3)を乗じるこにより算出した額のうちのいずれか大きい額を引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、貸出金等の第一次査定はカスタマーサービス融資課、有価証券等その他資産の第一次査定は総務人事部が実施し、第二次査定は自己査定委員会において実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当てております。
- 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 60,889千円
- 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額はあります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いが遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は208千円あります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は208千円あります。

なお、11.から14.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等についてリース契約により使用しています。
- 内国為替取扱保証等のために、預け金9,476,044千円を担保として提供しております。担保資産に対応する債務 借入金 一千円
- 出資1口当たりの純資産額 11,313円10銭
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当信用組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当信用組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金および系統金融機関を中心とする預け金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、為替の変動リスクを伴う外貨建有価証券については、保有しております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金(譲渡性預金含む)であり、流動性リスクに晒されております。

当信用組合ではヘッジ手段として金利スワップ取引等のデリバティブ取引は行っておりませんがヘッジ会計は適用していません。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当信用組合は、信用リスク管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、カスタマーサービス部融資課により行われ、定期的に経営陣に報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務人事部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当信用組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会にて、方針・実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務人事部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会において定期的に報告しております。
 - 為替リスクの管理

当信用組合は、為替の変動リスクを伴う金融商品を保有していません。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。

このうち、総務人事部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、総務人事部を通じ、理事会において定期的に報告されています。
 - デリバティブ取引

当信用組合はデリバティブ取引を行っておりません。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当信用組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「コールローン」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。

当信用組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価(または経済価値)の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価(または経済価値)は、241百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動額を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当信用組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	63,760	63,949	189
(2) コールローン	1,000	1,000	0
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	100	104	4
その他有価証券	10,070	10,070	—
(4) 貸出金(*1)	13,570		
貸倒引当金(*2)	△ 40		
	13,529	13,697	167
金融資産計	88,460	88,821	361
(1) 預金積金	69,787	69,808	△ 20
(2) 譲渡性預金	15,050	15,051	△ 1
金融負債計	84,837	84,859	△ 22

- (*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
- 金融資産
- 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
 - コールローン

コールローンは、残存期間に基づく区分ごとに、新規に系統預け金(定期性)を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
 - 有価証券

株式、投資信託は取引所の価格、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、20.から23.に記載しております。
 - 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

 - 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
 - ①以外は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金等の合計額を市場金利(国債スポットレート)で割り引いた価額を時価とみなしております。

- 金融負債
- 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
 - 譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に譲渡性預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。
- (単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	1
組合出資金(*2)	168
合 計	169

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
 (*2) 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

- 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
 - 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
 - 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	100,000千円	104,260千円	4,260千円
社 債	100,000	104,260	4,260
小 計	100,000	104,260	4,260

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債 券	— 千円	— 千円	— 千円
小 計	—	—	—
合 計	100,000	104,260	4,260

- (注) 時価は当該事業年度末における市場価格等に基づいております。
 (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。
 (4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1,010,182千円	389,481千円	620,700千円
債 券	5,797,330	5,703,579	93,750
国 債	1,954,130	1,899,720	54,409
社 債	3,843,200	3,803,859	39,340
外 国 証 券	904,020	901,905	2,114
投 資 信 託	504,228	475,469	28,758
小 計	8,215,760	7,470,436	745,323

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	19,710千円	21,144千円	△ 1,434千円
債 券	992,540	1,000,000	△ 7,460
国 債	—	—	—
社 債	992,540	1,000,000	△ 7,460
外 国 証 券	586,456	600,960	△ 14,504
投 資 信 託	255,722	267,870	△ 12,147
小 計	1,854,428	1,889,975	△ 35,546
合 計	10,070,188	9,360,412	709,776

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
経常収益	506,145	458,587
資金運用収益	355,408	368,951
貸出金利息	133,759	148,787
預け金利息	98,226	94,953
買入手形利息	—	—
コールローン利息	13,028	2,334
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	103,673	116,155
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	6,720	6,720
役務取引等収益	13,694	11,864
受入為替手数料	13,457	11,639
その他の役務収益	237	225
その他業務収益	29,655	76,460
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	29,549	76,222
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	106	237
その他経常収益	107,386	1,311
貸倒引当金戻入益	38,871	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	68,486	1,297
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	28	13
経常費用	402,011	379,614
資金調達費用	74,568	62,014
預金利息	34,077	37,047
給付補填備金繰入額	21	18
譲渡性預金利息	39,968	24,403
借入金利息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	501	544
役務取引等費用	13,196	10,771
支払為替手数料	5,334	4,643
その他の役務費用	7,861	6,128
その他業務費用	5,441	5,704
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	5,704
国債等債券償還損	5,441	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経費	308,786	300,526
人件費	200,593	192,228
物件費	107,338	107,581
税金	854	715
その他経常費用	18	597
貸倒引当金繰入額	—	597
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	18	0
経常利益	104,133	78,973

科 目	平成27年度	平成28年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	—	0
固定資産処分損	—	0
減損損失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	104,133	78,973
法人税、住民税及び事業税	10,134	19,011
法人税等調整額	△ 2,822	△ 367
法人税等合計	7,312	18,643
当期純利益	96,821	60,330
繰越金(当期首残高)	612,635	699,954
当期末処分剰余金	709,457	760,285

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 189円38銭

◆貸借対照表の注記・前ページより

- 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。
売却価額 売却益 売却損
1,429,477千円 77,520千円 5,704千円
- その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	301,160千円	2,617,580千円	1,954,130千円	1,396,560千円
国 債	—	—	1,954,130	—
社 債	301,160	2,617,580	—	1,396,560
外 国 証 券	99,730	901,278	297,060	192,408
合 計	400,890	3,518,858	2,251,190	1,588,968
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、238,535千円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが238,535千円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当信用組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当信用組合が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当信用組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
退職給付引当金損算入限度額超過額	34,559千円
役員退職慰労引当金	8,837
その他	3,190
繰延税金資産小計	46,587
評価性引当額	△ 43,396
繰延税金資産合計	3,190
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	191,639
繰延税金負債合計	191,639
繰延税金負債の純額	188,449
- 追加情報
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。
- 会計方針の変更
「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用
法人税法の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(平成28年6月17日)を当該事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更による損益に与える影響はありません。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
当期末処分剰余金	709,457	760,285
積立金取崩額	—	—
剰余金処分量	9,502	12,583
利益準備金	9	3,024
普通出資に対する配当金	9,493	9,559
	(年3.00%の割合)	(年3.00%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	699,954	747,702

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
人 件 費	200,593	192,228
報酬給料手当	155,987	154,201
退職給付費用	14,665	13,413
その他	29,940	24,614
物 件 費	107,338	107,581
事務費	34,375	35,093
固定資産費	43,891	44,005
事業費	12,218	10,473
人事厚生費	1,825	1,699
有形固定資産償却	4,404	5,239
無形固定資産償却	246	—
その他	10,375	11,071
税金	854	715
経費合計	308,786	300,526

粗利益

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
資金運用収益	355,408	368,951
資金調達費用	74,568	62,014
資金運用収支	280,839	306,937
役員取引等収益	13,694	11,864
役員取引等費用	13,196	10,771
役員取引等収支	498	1,092
その他業務収益	29,655	76,460
その他業務費用	5,441	5,704
その他業務収支	24,214	70,755
業務粗利益	305,552	378,786
業務粗利益率	0.38 %	0.45 %

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度
役員取引等収益	13,694	11,864
受入為替手数料	13,457	11,639
その他の受入手数料	237	225
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	13,196	10,771
支払為替手数料	5,334	4,643
その他の支払手数料	7,861	6,128
その他の役員取引等費用	—	—

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
受取利息の増減	16,396	13,543
支払利息の増減	△ 9,446	△ 12,554

業務純益

(単位:千円)

項 目	平成27年度	平成28年度
業務純益	△ 3,234	78,259



自己資本の充実の状況

(単位:千円)

項目	平成27年度	経過措置による不算入額	平成28年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	3,032,876		3,086,672	
うち、出資金及び資本剰余金の額	316,461		319,485	
うち、利益剰余金の額	2,725,909		2,776,746	
うち、外部流出予定額(△)	9,493		9,559	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	40,129		40,726	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	40,129		40,726	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,073,005		3,127,398	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	184	277	277	184
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	184	277	277	184
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	184		277	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	3,072,820		3,127,120	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	22,768,520		26,918,840	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 224,722		△ 224,815	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	277		184	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 225,000		△ 225,000	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	541,905		552,480	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	23,310,425		27,471,321	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.18%		11.38%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当信用組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	894	721	550	506	458
経常利益	161	275	129	104	78
当期純利益	150	250	121	96	60
預金積金残高	43,175	47,683	49,553	48,804	69,787
譲渡性預金残高	18,730	28,250	31,650	23,350	15,050
預金合計残高	61,905	75,933	81,203	72,154	84,837
貸出金残高	11,458	13,491	12,879	13,371	13,570
有価証券残高	5,584	5,926	8,759	10,651	10,171
総資産額	65,471	79,608	85,154	76,308	88,902
純資産額	3,079	3,257	3,506	3,671	3,614
自己資本比率(単体)	13.26 %	13.11 %	13.18 %	13.18 %	11.38 %
出資総額	316	316	316	316	319
出資総口数	316,379 □	316,436 □	316,452 □	316,461 □	319,485 □
出資に対する配当金	9,317 千円	9,514 千円	9,493 千円	9,493 千円	9,559 千円
職員数	20 人	19 人	20 人	19 人	19 人

(注)1残高計数は期末日現在のものです。

2「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	27年度	78,380 百万円	355,408 千円	0.45 %	
	28年度	83,938	368,951	0.43	
	うち	27年度	12,137	133,759	1.10
	貸出金	28年度	12,308	148,787	1.20
	うち	27年度	52,990	98,226	0.18
	預け金	28年度	60,878	94,953	0.15
	うち	27年度	9,677	103,673	1.07
	有価証券	28年度	9,421	116,155	1.23
	資金調達勘定	27年度	75,281	74,568	0.09
		28年度	80,834	62,014	0.07
うち		27年度	46,802	34,098	0.07
預金積金		28年度	58,461	37,066	0.06
うち		27年度	28,440	39,968	0.14
譲渡性預金		28年度	22,331	24,403	0.10
うち		27年度	—	—	—
借入金	28年度	—	—	—	

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(28年度、27年度とも該当なし)を、資金調達勘定は金銭信託等運用見合額の平均残高(28年度、27年度とも該当なし)を、それぞれ控除して表示しております。

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	29	76
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	0	0
その他業務収益合計	29	76

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
1店舗当りの預金残高	72,154	84,837
1店舗当りの貸出金残高	13,371	13,570

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度
総資産経常利益率	0.13	0.09
総資産当期純利益率	0.12	0.07

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度
資金運用利回 (a)	0.45	0.43
資金調達原価率 (b)	0.50	0.44
資金利鞘 (a - b)	△ 0.05	△ 0.00

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成27年度	平成28年度	
預 貸 率	(期 末)	18.53	15.99
	(期中平均)	16.13	15.23
預 証 率	(期 末)	14.76	11.98
	(期中平均)	12.86	11.66

(注)1.預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金+譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
職員1人当りの預金残高	3,797	4,465
職員1人当りの貸出金残高	703	714

(注)預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	100	105	5	100	104	4
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	100	105	5	100	104	4
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	
合 計		100	105	5	100	104	4

(注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—
非 上 場 株 式	1	1
合 計	1	1

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成27年度			平成28年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	924	230	693	1,010	389	620
	債 券	6,796	6,625	171	5,797	5,703	93
	国 債	2,655	2,519	136	1,954	1,899	54
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,141	4,106	34	3,843	3,803	39
	そ の 他	1,173	1,150	23	1,408	1,377	30
	小 計	8,894	8,005	888	8,215	7,470	745
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	173	180	△ 6	19	21	△ 1
	債 券	295	299	△ 4	992	1,000	△ 7
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	295	299	△ 4	992	1,000	△ 7
	そ の 他	1,187	1,202	△ 15	842	868	△ 26
	小 計	1,656	1,682	△ 26	1,854	1,889	△ 35
合 計		10,550	9,688	861	10,070	9,360	709

(注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

経理・経営内容

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平成27年度		平成28年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	19,634	26.1	18,753	23.2
定期性預金	27,163	36.1	39,703	49.1
譲渡性預金	28,440	37.8	22,331	27.6
その他の預金	3	0.0	4	0.0
合 計	75,243	100.0	80,792	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	851	1.2	843	1.0
法人	71,303	98.8	83,994	99.0
一般法人	22,703	31.5	20,544	24.2
金融機関	48,600	67.3	63,450	74.8
公 金	—	—	—	—
合 計	72,154	100.0	84,837	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成27年度末	平成28年度末
財形貯蓄残高	—	—

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
固定金利定期預金	27,793	50,929
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	27,793	50,929

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	—	—	—	—
手形貸付	7,544	62.2	8,231	66.9
証書貸付	2,612	21.5	2,741	22.3
当座貸越	1,980	16.3	1,334	10.8
合 計	12,137	100.0	12,308	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,239	33.5	2,093	22.2
地 方 債	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	3,983	41.2	4,782	50.8
株 式	329	3.4	423	4.5
外 国 証 券	1,533	15.8	1,471	15.6
その他の証券	592	6.1	651	6.9
合 計	9,677	100.0	9,421	100.0

(注)当信用組合は、商品有価証券を保有しておりません。

資金運用

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —
地 方 債	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	— —	— —
短期社債	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	— —	— —
社 債	平成27年度末 平成28年度末	599 299	2,906 2,603	— —	500 1,400
株 式	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	— —	— —
外国証券	平成27年度末 平成28年度末	500 100	1,002 902	101 300	200 200
その他の証券	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	— —	— —
合 計	平成27年度末 平成28年度末	1,100 399	3,909 3,506	2,101 2,199	1,218 1,600

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
		当組合預金積金	平成27年度末 平成28年度末	403 403
有 価 証 券	平成27年度末 平成28年度末	2,844 3,644	21.3 26.9	
動 産	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	
不 動 産	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	
そ の 他	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	
小 計	平成27年度末 平成28年度末	3,247 4,047	24.3 29.8	
信用保証協会・信用保険	平成27年度末 平成28年度末	— —	— —	
保 証	平成27年度末 平成28年度末	271 247	2.0 1.8	
信 用	平成27年度末 平成28年度末	9,853 9,275	73.7 68.4	
合 計	平成27年度末 平成28年度末	13,371 13,570	100.0 100.0	

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
固定金利貸出	2,771	2,847
変動金利貸出	10,600	10,723
合 計	13,371	13,570

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	271	96.1	345	96.6
住宅ローン	11	3.9	12	3.4
合 計	282	100.0	357	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成27年度		平成28年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業	18	0.1	—	—
金融業、保険業	9,812	73.4	8,902	65.6
不動産業	858	6.4	858	6.3
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—
その他のサービス	900	6.7	900	6.7
その他の産業	370	2.8	370	2.7
小 計	11,958	89.4	11,031	81.3
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	1,412	10.6	2,539	18.7
合 計	13,371	100.0	13,570	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度末		平成28年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	13,371	100.0	13,570	100.0
設備資金	—	—	—	—
合 計	13,371	100.0	13,570	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度
貸出金償却額	—	—

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成27年度		平成28年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	40	40	40	0
個別貸倒引当金	—	△79	—	—
貸倒引当金合計	40	△38	40	0

(注)当信用組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成27年度	—	—	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—	—	—
危険債権	平成27年度	—	—	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	平成27年度	—	—	—	—	—	—
	平成28年度	0	0	—	0	100.0	—
不良債権計	平成27年度	—	—	—	—	—	—
	平成28年度	0	0	—	0	100.0	—
正常債権	平成27年度	13,376					
	平成28年度	13,574					
合 計	平成27年度	13,376					
	平成28年度	13,575					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)
破綻先債権	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—
延滞債権	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—
3か月以上延滞債権	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	0	0	—	100.0
貸出条件緩和債権	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	—	—	—	—
合 計	平成27年度	—	—	—	—
	平成28年度	0	0	—	100.0

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. 及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1. 及び2. を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1. ～3. を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

当信用組合では、法令等遵守態勢の維持・向上を最重要経営課題として位置づけ、コンプライアンス・マニュアルを制定し金融機関としての経営の健全性・業務の適切性の確保に努めております。また、コンプライアンスを推進、実現するために、規定の整備、役職員の研修計画、内部統制の実施計画などを盛り込んだ、コンプライアンス・プログラムを策定し実践しております。さらに、理事長以下全役職員が高い倫理観をもって業務の遂行にあたるよう、倫理規程、行動規程によってコンプライアンスに対する基本方針、行動規範を規定化しているほか、理事長による年頭所感、新年度の経営方針説明、また管理職会議や毎朝行っている朝会等の機会を利用し、法令等遵守に対する取組み方針・姿勢を明確に示し、業務上遵守すべき法令等の周知徹底を図ることでコンプライアンス経営の実践に努めております。

【コンプライアンスに関する役割】

【理事】

- ・善管注意義務、忠実義務
- ・コンプライアンスに関する率先垂範した取組み姿勢
- ・コンプライアンス態勢の整備および進捗状況の把握等

【監事】

- ・法令等の遵守状況についての監査
- ・理事の職務執行に対する監査

【総務人事部】

- ・コンプライアンスの統括に関する事項
- ・コンプライアンスに関する企画・立案・推進・研修・指導および相談への対応
- ・コンプライアンス態勢の運営・管理
- ・お客様からの苦情等の受付

【コンプライアンス担当者】

- ・コンプライアンスに関する文書等の周知徹底
- ・部内におけるコンプライアンスに関する相談窓口
- ・コンプライアンスに関する事項の取りまとめ、総務人事部への報告
- ・お客様からの苦情等への対応

報酬体系について

●対象役員

当信用組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当信用組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	45

- 注1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」41百万円、「退職慰労金」4百万円となっております。
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当信用組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当信用組合の職員で、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当信用組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任、退職した者も含めております。
 2. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 3. 当信用組合の職員の給与、賞与及び退職金は当信用組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。
 なお、当信用組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることによって動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、下記の窓口にお申し出ください。

【東京証券信用組合 総務人事部】

電 話：0120-493-781
 受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)
 受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、店頭に掲示しておりますポスターまたは当組合ホームページをご覧ください。
 ホームページアドレス <http://www.tokyosyoken.shinkumi.jp>

●紛争解決措置

- 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)
 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)
 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当信用組合総務人事部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受 付 日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)
 受付時間：午前9時～午後5時
 電 話：03-3567-2456

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	東京証券信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	319百万円

(注) 当信用組合の自己資本は、出資金、利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当信用組合の自己資本は、主に、出資金と利益剰余金等により構成されており、自己資本の質は極めて充実しているものと認識しております。なお、当信用組合のコア資本に係る調整項目は、無形固定資産が該当しますが、本項目は少額であるため、自己資本額算定における影響は限定的であります。

自己資本の充実度は当信用組合にとって経営課題そのものであり、年度ごとの事業計画の遂行によって当期純利益を確保し、配当金等の外部流出額を除いた繰越金の積み増しを通じ、内部留保を厚くしていくことを考えております。また、今後の備えとして、資金調達手段の多様化を図る観点から、優先出資の発行に係る定款変更も行ってまいります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	信用リスクとは、当信用組合の信用与信先の財務内容等の悪化により、資産価値の減少、毀損等により当信用組合が被るリスクのことです。当信用組合では、信用リスク管理方針、信用リスク管理規程を制定し、与信管理における安全性・成長性・公共性・収益性・流動性の原則に従い、資産の健全性維持、収益力の向上に資するよう努めております。
管理体制	当信用組合は証券業域組合という特殊な経営環境の中で、証券市場動向の変化によって急ぎ発生する業界特有の決済資金、受渡資金等の資金需要に迅速にこたえていく一方で、大口融資先への集中リスクを分散し貸出債権の健全性を確保するため、大口信用供与限度額の水準から、一定のバッファを残して貸出限度額を規定しているほか、担保として受け入れている有価証券の評価についても証券取引所前日終値をもって日々適正な担保評価を行っております。また、審査体制をより強化するためのセクションとして融資審査委員会を設置しており、個々の案件に対して与信先の信用力、担保評価額等を総合的に勘案した審査業務を行なうことで、信用リスク管理態勢の機能強化に努めております。
評価・計測	信用リスクの評価は、融資審査委員会や自己査定結果を基に行っております。当信用組合は、一般的な信用格付モデルによる信用リスクの計量化は実施していませんが、証券業域信用組合として長年培った業務・審査ノウハウを融資規定類や「自己査定基準」「償却引当基準」に反映させており、市場動向や相場変動によってリスクが即顕在化する業界特有の信用リスクを的確に把握するよう努めております。

■貸倒引当金の計算基準

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却引当基準」に基づき自己査定結果をもとに算定しております。一般貸倒引当金は、貸倒実績率又は倒産確率に基づき算定された予想損失額に相当する額、又はフロアルール(総与信額の1,000分の3)のうちいずれか大きい額を計上しております。また、個別貸倒引当金のうち、破綻懸念先については、未保全額のうち必要と認める額を、破綻先・実質破綻先については未保全額全額を計上しております。なお、貸倒引当金の算定および金額は監査法人による検証も受けており、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、次の4機関を採用しております。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当信用組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置であり、担保や保証による債権保全のことを言います。但し、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な役割を果たすものであり、お客様の財務状況、経営環境、返済原資、資金使途といった要因が与信業務の基本となっております。

当信用組合が取扱う担保は、自組合預金積金、有価証券が主なものであり、保証は人的保証、会社保証のほか信用保証協会や保証会社の保証などがあります。なお、当信用組合とお客様との融資取引において、手形取引約定書または金銭消費貸借契約書で規定している「期限の利益の喪失」事項に該当した場合は、上記の担保を処分換金し融資資金に充当、あるいは保証人に対し保証債務の履行を求めることとなっております。

一方、パーゼルⅢ第1の柱で定める信用リスク削減手法とは、当信用組合の抱えるエクスポージャーに対し、標準的手法の簡便法による信用リスクアセットの削減のことをいい、適格担保として自組合預金積金や国債、保証として金融機関および証券会社による保証が該当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経営内容

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などの資産を裏付けに証券を発行し、第三者に売却することで金融機関が資産の流動化を図ることを言います。一般的には証券の原資産を保有するオリジネーターと、証券を購入する投資家に分類されます。 なお、当信用組合は、証券化取引は行っていません。
管理体制	該当事項なし
評価・計測	
■証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 当信用組合は標準的手法を採用しております。(29年3月末現在、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません)	
■証券化取引に関する会計方針 該当事項なし	
■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 該当事項なし	

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムが不適切であることなどにより、当信用組合が損失を被るリスクのことを言います。具体的には正確な事務処理を怠る事務リスク、コンピュータシステムの誤作動、不正使用によるシステムリスクのほか、誹謗中傷による風評リスク、損害賠償責任を負う法務リスクなどがあります。 当信用組合では、事務リスク管理方針、事務リスク管理規程およびシステムリスク管理方針、システムリスク管理規程をそれぞれ制定し、事務処理の正確性、システムやネットワークの安全性に万全を期すよう努めております。
管理体制	オペレーショナル・リスクの中でも、事務リスクとシステムリスクは、未然防止の観点から次のような対策を講じております。 事務リスク管理の基本は、規定に基づく事務処理を正確に行うことが重要であることから、管理者による日常業務の点検、チェックを日々実施しているほか、検査役による内部検査においても事務処理上の問題点の発見・指摘のみならず、内部管理態勢の評価および改善策の提言まで行い事務リスク低減に向けた取組みに努めております。 システムリスク管理の基本は、当信用組合はPC1人1台、ネットワーク環境が完備されていることを踏まえ、各種サーバー設置による一元管理を実施しており、ウイルス対策、アクセス制限、ログ管理を徹底しているほか、お客様の大切な個人情報保護のため、2005年(平成17年)3月に、JISQ15001に準拠した個人情報保護マネジメントシステムを策定し、個人情報保護管理態勢の強化に努めております。
評価・計測	オペレーショナル・リスクに関する評価は、検査役による内部検査等を通じて行われ、検査結果や指摘事項を踏まえた改善・対応策を講じ、周知徹底を図ることで、オペレーショナル・リスクの低減に努めております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 パーゼルⅢで定めるオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法により算出しております。 ※計算式 【1年間の粗利益×15%の直近3か年の平均値÷8%】	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、上部団体への出資金等が該当します。 当信用組合では、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程を制定し、市場取引に伴う各種リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)のコントロールと収益力の向上を図るよう努めております。
管理体制	当信用組合では、出資等エクスポージャーに対するリスク管理は、有価証券運用に係る市場リスク管理として認識しており、市場リスク管理規程、余資運用規程、同要領に基づき適切なリスク管理に努めております。 なお、当該取引に係る会計処理につきましては、内部規定である余資運用取扱要領および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき適正に処理しております。
評価・計測	市場リスク管理に関する報告として、有価証券運用状況、評価差額金等を毎月理事会まで報告しております。なお、取引所時価のある株式等は専用端末により時価をリアルタイムで把握しているほか、時価のない非上場株式は、発行体の財務状況や運用報告あるいは配当金実績等を適宜、経営陣に報告し適切なリスク管理に努めております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の上昇によって当信用組合の保有する資産価値や収益性が変動するリスクのことです。
管理体制	当信用組合は、銀行勘定全体の金利リスク量が自己資本の20%以内に収まるよう、内部規定に基づきリスク管理を行っております。
評価・計測	当信用組合では、資産・負債に一定の金利ショック幅を与えた場合、銀行勘定全体の金利リスク量を四半期ごとに計測し経営陣まで報告しているほか、有価証券については、VaR計測ならびにストレス・テスト(100bpv等)を用いて算定された金利リスク量を毎月理事会まで報告することで、リスク・コントロールに努めております。
■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要 金利リスクの算定は、パーゼルⅢ第2の柱(アウトライヤー基準)に基づき以下のとおり算出しております。 ・計測手法… 預貸勘定、有価証券勘定とも「その他計算方式」 ・金利ショック幅… 99%タイル値、1%タイル値 ・金利リスク対象資産・負債… 資産(預け金、コールローン、国債、社債、外国証券、貸出金) 負債(定期性預金、要求払い預金、譲渡性預金、その他預金) ・コア預金の定義… 過去5年間の要求払い預金の月末残高を集計し、以下の①から③のうち最低額をコア預金として定義 ①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大年間流出額を現在残高(基準日)から差し引いた金額 ③現在残高(基準日)の50% ・コア預金の満期と期間の割り振り… 満期年限2.5年に全額コア預金があると想定 ・リスク計測頻度… 四半期ごと	

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	272	241

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当信用組合では、金利ショックを保有期間1年、過去5年の観測期間で計測されるパーセンタイル値を用いて金利リスクを算出しております。

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.8をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額…P.16をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	22,768	910	26,918	1,076
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	22,993	919	27,143	1,085
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	12,438	497	14,960	598
(iii) 法人等向け	5,355	214	4,525	181
(iv) 中小企業等・個人向け	—	—	—	—
(v) 不動産取得等事業向け	350	14	250	10
(vi) 三月以上延滞等	—	—	0	0
(vii) 出資等	959	38	1,155	46
出資等のエクスポージャー	959	38	1,155	46
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(viii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,126	85	3,375	135
(ix) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	168	6	168	6
(x) 上記以外	1,595	63	2,708	108
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	0	0	0	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 225	△ 9	△ 225	△ 9
⑤CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	541	21	552	22
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	23,310	932	27,471	1,098

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」とは、(i)～(ix)に区分されないエクスポージャーです。具体的には証券会社向け以外の貸出金、(i)～(ix)以外の有価証券、前払費用、未収収益、有形・無形固定資産等が含まれます。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経営内容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞 エクスポージャー	
	現金、預け金、 その他資産等		貸出金		債 券		株式、投資信託、 その他の証券					
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度		
製造業	1,665	1,262	—	—	—	—	1,506	1,103	158	158	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	100	100	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	200	200	—	—	—	—	200	200	0	0	—	—
運輸業、郵便業	100	100	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—
卸売業、小売業	518	700	—	—	18	0	500	700	—	—	—	—
金融業、保険業	65,375	77,777	52,014	64,928	9,812	8,902	3,304	3,702	244	244	—	—
不動産業	1,493	1,588	—	—	858	858	499	399	135	330	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	100	100	—	—	—	—	100	100	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	900	900	—	—	900	900	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	2,519	1,899	—	—	—	—	2,519	1,899	—	—	—	—
個人	1,412	2,539	—	—	1,412	2,539	—	—	—	—	—	0
その他	1,101	1,064	310	273	370	370	—	—	421	421	—	—
業種別合計	75,487	88,233	52,325	65,201	13,371	13,570	8,830	8,306	959	1,155	—	0
1年以下	47,519	66,478	35,765	55,260	10,653	10,818	1,100	399	—	—	—	—
1年超5年以下	13,517	8,104	9,000	4,500	608	98	3,909	3,506	—	—	—	—
5年超10年以下	8,704	8,246	5,000	5,000	1,602	1,047	2,101	2,199	—	—	—	—
10年超	1,726	3,206	—	—	507	1,606	1,218	1,600	—	—	—	—
期間の定めのないもの	4,018	2,196	2,559	441	—	—	500	600	959	1,155	—	—
残存期間別合計	75,487	88,233	52,325	65,201	13,371	13,570	8,830	8,306	959	1,155	—	0

- (注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 2. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、前払費用、未収収益、有形・無形固定資産、未決済為替貸、上場投資信託等が含まれます。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 4. デリバティブ取引に係るエクスポージャーはありません。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当信用組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.12の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び下記の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金								期末残高		貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額							
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	目的使用	その他	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	79	—	—	—	—	—	79	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	79	—	—	—	—	—	79	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当信用組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	2,632	—	1,987
10%	—	—	—	—
20%	62,300	—	74,913	—
35%	—	—	—	—
50%	1,902	—	1,601	—
75%	—	—	—	—
100%	3,009	4,841	3,403	5,127
150%	99	—	—	0
250%	—	700	—	1,200
1,250%	—	—	—	—
合 計	67,312	8,174	79,917	8,315

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		403	403	—	—	—	—
(i) 外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
(ii) 我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
(iii) 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		10	10	—	—	—	—
(iv) 法人等向け		—	—	—	—	—	—
(v) 中小企業等・個人向け		—	—	—	—	—	—
(vi) 出資等		—	—	—	—	—	—
(vii) 上記以外		393	393	—	—	—	—
(viii) 3か月以上延滞等		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当信用組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	平成27年度		平成28年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,665	1,665	1,789	1,789
非 上 場 株 式 等	169	169	169	169
合 計	1,834	1,834	1,958	1,958

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
売 却 益	68	1
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
評 価 損 益	706	635

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成27年度	平成28年度
評 価 損 益	—	—

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成27年度末	平成28年度末
全国信用協同組合連合会	—	—
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫	—	—
独立行政法人 住宅金融支援機構	—	—
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	—	—
そ の 他	—	—
合 計	—	—

内国為替取扱実績

(単位:件数、百万円)

区 分	平成27年度末		平成28年度末		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	34,851	245,171	28,976	204,016
	他の金融機関から	5,621	202,205	5,866	198,809
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

手数料一覧

(平成29年7月1日現在)

種 類		料 金	
振 込	他 行	電信扱 5万円未満	432 円
		電信扱 5万円以上	648 円
	文書扱	5万円未満	324 円
		5万円以上	432 円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料	540 円	
通帳証書等再発行		— 円	
カード再発行		1,080 円	
証明書発行手数料	残高証明書 1通 その他証明書 1通	324 円	
セブン銀行ATM手数料 (入出金1回につき) 利用可能時間:全日8時~21時まで	平日8時45分~18時まで	0 円	
	土曜日9時~14時まで	0 円	
	上記以外	108 円	

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

当信用組合の子会社

該当事項なし

主要な事業の内容

A. 預金業務

(イ) 預 金

普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金等を取扱っております。

(ロ) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取扱っております。

B. 貸出業務

(イ) 貸 付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越(特殊当座貸越、総合口座)を取扱っております。

(ロ) 手形の割引

取扱っておりません。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 附帯業務

代理業務

全国信用協同組合連合会の代理貸付業務

店舗一覧

店 名	住 所	電 話
本 店	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階	03-3669-0381

地区一覧

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

地域貢献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

東京証券信用組合は、証券会社、関係機関を主たる組合員とする証券業域信用組合であり、組合員に対する資金供給および証券従業員・証券貯蓄関係者向けの、証券担保ローンや各種個人ローン、また福利厚生面での金融サービスを通じて地域(業域)社会の発展に貢献してまいります。

融資を通じた地域貢献

(1)貸出先数・金額

(単位:百万円)

	平成28年度上期		平成28年度下期	
	先数	金額	先数	金額
○法人(証券会社等)に対する貸出先数・残高	28先	10,932	30先	11,022
○個人(証券貯蓄関係者等)に対する貸出先数・残高	300先	1,908	304先	2,547
合計	328先	12,841	334先	13,570

(2)当信用組合の融資商品の概要

当信用組合では、証券会社、証券関連会社、証券業界の役職員ならびに証券会社とお取引のある一般投資家の皆様の資金ニーズにお応えするため、以下のような融資商品をご用意しております。

商品名	融資条件等	
証券会社向け短期無担保融資	総合取引参加者の証券会社で自己資本規制比率200%以上	融資金額:当組合の自己資本の100分の25以内 融資期間:原則1ヵ月以内
	総合取引参加者以外の証券会社で自己資本規制比率200%以上	融資金額:原則として3億円以内 融資期間:原則2週間以内
証券会社向け及び証券関連会社向け証券担保融資	組合員である証券会社及び証券関連会社	融資金額:当組合の自己資本の100分の25以内 融資期間:1年以内
一般投資家向け証券担保融資	証券会社の顧客で組合員資格のある個人又は法人	融資金額:原則2億円以内 融資期間:2年以内
証券従業員向け福利厚生融資	証券会社および証券関連団体の従業員で、各社が従業員に対して融資している、あるいは将来融資する場合の福利厚生融資	融資金額:各社の厚生融資規程に準ずる 融資期間:同上
目的ローン	個人向け各種ローン	
	多目的ローン 融資金額:500万円以内 期間:7年以内	フリーローン 融資金額:1,000万円以内 期間:10年以内
	リフォームローン 融資金額:500万円以内 期間:10年以内	自動車ローン 融資金額:1,000万円以内 期間:10年以内
カードローン	スマイルチャンスⅡ 証券役職員限定金利適用 200万円以内	ハッピー 一般投資家向け 800万円以内
	教育カードローン 500万円以内	
ストックオプション融資	ストックオプションを付与された役員および従業員で組合員資格のある方	融資金額:ストックオプション権利付与範囲内とする 融資期間:1ヵ月以内 融資利率:一般投資家向け証券担保融資に準ずる

業域サービスの充実

(1)店舗・ATM等の設置数

店舗数 1(本店:東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階)

(2)情報提供活動

平成14年4月から当信用組合の経営内容を毎月ディスクローズしております。

平成16年4月からは当信用組合のホームページにも併せて開示しております。

(3)苦情相談窓口の設置

当信用組合では、お客様からのご要望等にお応えするため、苦情等相談窓口を設けているほか、専用のフリーダイヤルも設置しております。

- 担当部署 総務人事部
- 相談窓口受付時間 午前9時～午後5時(土日・祝日および組合の休業日は除く)
- フリーダイヤル 0120-493-781(シンクミーナンバーワン)

文化的・社会的貢献に関する活動

当信用組合は、加盟する(一社)東京都信用組合協会を通じて「熊本地震に対するお見舞金」及び「赤い羽根募金」の寄付に協力いたしました。

文化的・社会的貢献やその他地域貢献に関する取組み

平成28年6月10日、日枝神社「山王祭」で、「茅場町一丁目町会」の神輿渡御に参加しました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

中小企業の経営支援に関する取組み方針

東京証券信用組合は、貸付けの条件の変更等やそれに関連した円滑な資金供給(新規の信用供与も含む)のお申込み・ご相談があった場合には、お客様の特性および事業の状況等を十分に把握したうえで、柔軟に対応するよう努めます。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

当信用組合では、証券会社、証券関連会社の皆様の資金ニーズにお応えするために、証券会社向け短期無担保融資ならびに証券会社向け及び証券関連会社向け証券担保融資等を主力商品として取り組んでおります。

地域の活性化に関する取組み状況

当信用組合は、証券会社、関係機関を主たる組合員とする証券業域信用組合であり、金融サービスを通じて地域(業域)社会の発展に貢献するために、組合員に対する資金供給および証券従業員・証券貯蓄関係者向けの証券担保ローンや各種個人ローン等に取り組んでおります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1)当信用組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、カスタマーサービス部融資課に貸付条件の変更に係る情報を集約し、審査委員会で貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録保存等いたします。
- (2)カスタマーサービス部融資課において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたします。
- (3)カスタマーサービス部融資課において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4)上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、特にお客様の利害が著しく阻害される恐れがある事案等については、速やかに問題の解決、再発防止に努めてまいります。

東京証券信用組合個人情報保護宣言

当信用組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当信用組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載（又は、各店舗の窓口等に掲示（備え付ける。））することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当信用組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当信用組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当信用組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当信用組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当信用組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当信用組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当信用組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当信用組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当信用組合は、当信用組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当信用組合本店窓口までお申出ください。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当信用組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務人事部 Tel 03-3669-0381
Fax 03-3669-0387

以上

東京証券信用組合
理事長 八尾 和夫

個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的

【業務内容】

- 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、およびこれらに付随する業務
- 法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

【利用目的（個人番号を含む場合を除く）】

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- 組員資格の確認および管理のため
- その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

【機微情報に関わる利用目的】

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外で利用いたしません。

【個人番号の利用目的】

- (1) 役員等（当信用組合の役員並びにその配偶者及び扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
 - ①給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
 - ②健康保険・厚生年金保険届出事務
 - ③雇用保険届出事務
 - ④労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
 - ⑤国民年金の第3号被保険者の届出事務
- (2) 顧客等（当信用組合の個人の顧客及び組員をいう。以下同じ）に係る事務
 - ①出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
 - ②金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
 - ③非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
 - ④教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務
- (3) 役員等及び顧客等以外の個人に係る事務
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務
 - ②不動産の使用料等の支払調書作成事務
 - ③不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

以上

短期無担保融資

- 対象 組合員である証券会社
- 金額 原則5億円以内

証券担保融資

- 対象 組合員である証券会社及び証券関連会社
- 金額 原則5億円以内

一般投資家向け融資(証券担保融資)

- 対象 証券会社のお客様で組合員資格のある個人又は法人
- 金額 原則2億円以内

ストックオプション融資

- 対象 スtockオプションを付与された役員及び従業員で組合員資格のある方
- 金額 スtockオプション権利付与範囲内

証券従業員福利厚生融資

各社が従業員に対し現に融資している、あるいは将来融資する場合の福利厚生融資(住宅ローン等)を当組合が肩代わり(アウトソーシング)する制度。

- 対象 証券会社及び証券関連団体
- 金額・対象 各社の社内規程(厚生融資規程等)に準ずる。

目的ローン

- 多目的ローン ご融資額 500万円以内 期間7年以内
- リフォームローン ご融資額 500万円以内 期間10年以内
- バリアフリーローン ご融資額 500万円以内 期間10年以内
- フリーローン ご融資額 1,000万円以内 期間10年以内
- 自動車ローン ご融資額 1,000万円以内 期間10年以内
- 教育ローン ご融資額 1,000万円以内 期間15年以内

カードローン

- スマイル 証券従業員限定 200万円以内
- チャンスII 教育カードローン 500万円以内
- ハッピー 一般投資家向け 800万円以内

為替

- 内国為替 全国どこかの金融機関へも安全・確実・迅速にお振込みいたします。

一部公共料金の受入及び証券界関連の各種金銭受払事務の代行

東京証券取引所、日本証券業協会東京地区協会、東京証券業健康保険組合ほか多数の証券諸団体の各種金銭受払事務を代行しております。

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ …………… 2

【概況・組織】

- 1. 事業方針…………… 2
- 2. 事業の組織 *…………… 2
- 3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *… 2
- 4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *…………… 20
- 5. 自動機器設置状況…………… 取扱いなし
- 6. 地区一覧…………… 20
- 7. 組合員数…………… 2
- 8. 子会社の状況…………… 20

【主要事業内容】

- 9. 主要な事業の内容 *…………… 20
- 10. 信用組合の代理業者 *…………… 取扱いなし

【業務に関する事項】

- 11. 事業の概況 *…………… 2
- 12. 経常収益 *…………… 9
- 13. 業務純益…………… 7
- 14. 経常利益 *…………… 9
- 15. 当期純利益 *…………… 9
- 16. 出資総額、出資総口数 *…………… 9
- 17. 純資産額 *…………… 9
- 18. 総資産額 *…………… 9
- 19. 預金積金残高 *…………… 9
- 20. 貸出金残高 *…………… 9
- 21. 有価証券残高 *…………… 9
- 22. 単体自己資本比率 *…………… 9
- 23. 出資配当金 *…………… 9
- 24. 職員数 *…………… 9

【主要業務に関する指標】

- 25. 業務粗利益および業務粗利益率 *…………… 7
- 26. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支 *… 7
- 27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *… 9
- 28. 受取利息、支払利息の増減 *…………… 7
- 29. 役員取引の状況…………… 7

- 30. その他業務収益の内訳…………… 9
- 31. 経費の内訳…………… 7
- 32. 総資産経常利益率 *…………… 9
- 33. 総資産当期純利益率 *…………… 9

【預金に関する指標】

- 34. 預金種目別平均残高 *…………… 11
- 35. 預金者別預金残高…………… 11
- 36. 財形貯蓄残高…………… 11
- 37. 職員1人当り預金残高…………… 9
- 38. 1店舗当り預金残高…………… 9
- 39. 定期預金種類別残高 *…………… 11

【貸出金等に関する指標】

- 40. 貸出金種類別平均残高 *…………… 11
- 41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *… 12
- 42. 貸出金金利区分別残高 *…………… 12
- 43. 貸出金使途別残高 *…………… 12
- 44. 貸出金業種別残高・構成比 *…………… 12
- 45. 預貸率(期末・期中平均) *…………… 9
- 46. 消費者ローン・住宅ローン残高…………… 12
- 47. 代理貸付残高の内訳…………… 20
- 48. 職員1人当り貸出金残高…………… 9
- 49. 1店舗当り貸出金残高…………… 9

【有価証券に関する指標】

- 50. 商品有価証券の種類別平均残高 *…………… 取扱いなし
- 51. 有価証券の種類別平均残高 *…………… 11
- 52. 有価証券種類別残存期間別残高 *…………… 12
- 53. 預証率(期末・期中平均) *…………… 9

【経営管理体制に関する事項】

- 54. 法令遵守の体制 *…………… 14
- 55. リスク管理体制 *…………… 15.16
資料編…………… 17.18.19
- 56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *… 14

【財産の状況】

- 57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書 *… 4.5.6.7

- 58. リスク管理債権及び同債権に対する保全額 *… 13
(1) 破綻先債権
(2) 延滞債権
(3) 3か月以上延滞債権
(4) 貸出条件緩和債権

- 59. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 *… 13
- 60. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *… 8
- 61. 有価証券、金銭の信託等の評価 *…………… 10.11
- 62. 外貨建資産残高…………… 20
- 63. オフバランス取引の状況…………… 取扱いなし
- 64. 先物取引の時価情報…………… 取扱いなし
- 65. オプション取引の時価情報…………… 取扱いなし
- 66. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *…………… 12
- 67. 貸出金償却の額 *…………… 12
- 68. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について **… 3
- 69. 会計監査人による監査 *…………… 3

【その他業務】

- 70. 内国為替取扱実績…………… 20
- 71. 外国為替取扱実績…………… 20
- 72. 公共債窓販実績…………… 20
- 73. 公共債引受額…………… 20
- 74. 手数料一覧…………… 20

【その他】

- 75. 当信用組合の考え方…………… 2
- 76. 沿革・歩み…………… 2
- 77. 継続企業の前提の重要な疑義 *…………… 該当なし
- 78. 総代会について **…………… 3
- 79. 報酬体系について **…………… 14
- 80. 個人情報保護宣言…………… 22
- 81. 個人情報等保護に係る業務内容ならびに利用目的… 22

【地域貢献に関する事項】

- 82. 地域貢献 **…………… 21
- 83. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *… 21

東京証券信用組合

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館3階

TEL : 03-3669-0381 FAX : 03-3669-0387 URL : <http://www.tokyosyoken.shinkumi.jp/>